

博多コネクティッドロゴの使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、博多コネクティッドロゴ（以下「ロゴ」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(ロゴの仕様)

第2条 ロゴは、市長が別に定める博多コネクティッドロゴデザインマニュアル（以下、「デザインマニュアル」という。）に従い作成するものとする。

(使用の届出)

第3条 ロゴを使用しようとする者は、次に掲げる場合を除き、市長に対して、あらかじめ博多コネクティッドロゴ使用届出書（様式第1号）に市長が必要と認める書類を添えて届け出なければならない。

- (1) 市がその構成員である団体が使用する場合
- (2) 国又は地方公共団体が使用する場合
- (3) 町内会、自治会その他の市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体が当該団体の行事等で使用する場合
- (4) 報道機関が報道の目的で使用する場合
- (5) その他市長が届出を要しないと認める場合

(承諾)

第4条 市長は、前条の届出を受けた場合であって、次に掲げる要件のいずれにも該当しないと認めるときは、ロゴの使用を承諾するものとする。

- (1) 市の信用や品位を損なうおそれがある場合
- (2) 法令や公序良俗に反する事業、又はそのおそれがあると認められる場合
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員を利するおそれがある場合
- (4) その他、その使用が著しく不適当と市長が認める場合

(通知)

第5条 市長は、前条の規定により承諾又は不承諾の決定を行ったときは、ロゴを使用しようとする者に対し、決定通知書（様式第2号又様式第3号）により速やかに通知するものとする。

(承諾の取消し)

第6条 市長は、前条の規定によりロゴの使用の承諾の通知を行った後において、次に掲げる場合に該当すると認められるときは、当該承諾を取り消すことができる。この場合において、市長は、第4条の規定による承諾を受けた者（以下「使用者」という。）に対して取消通知書（様式第4号）により速やかに通知するものとする。

- (1) 使用者が第4条に掲げる要件に該当することが判明したとき。
- (2) 届出の内容が事実とは異なることが判明したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、ロゴの使用を承諾することが適当でないと認められる事実が判明

したとき。

2 承諾の取り消しにより使用者に損害が生じて、市はその責任を負わない。

(使用期限)

第7条 使用者は、決定通知書に記載された使用期間の範囲内でロゴを使用することができる。

(使用上の遵守事項)

第8条 使用者は、ロゴを使用するにあたり、第2条のデザインマニュアルを遵守し、本来の意匠との同一性を損なわないようにしなければならない。

(使用状況の確認)

第9条 市長は、ロゴの使用状況を確認するため、使用者に対して、資料の提出又は報告を求めることができる。この場合において、使用者は、速やかにこれに応じなければならない。

(権利設定の禁止)

第10条 使用者は、ロゴに新たに商標法（昭和34年法律第127号）による商標登録、意匠法（昭和34年法律第125号）による意匠登録等、知的財産に関する一切の権利を設定し、又は登録してはならない。

(紛争の解決)

第11条 使用者は、ロゴの使用に関して、第三者との間に紛争が生じた場合は、速やかに自己の責任と費用負担において解決するものとし、市は一切の責任を負わないものとする。

(使用者の物品等に対する責任)

第12条 ロゴを使用した使用者が製造、加工又は販売した物品等に係る安全性、品質等については、市が保証するものではなく、すべて使用者が責任を負うものとする。

(事務)

第13条 ロゴの使用に関する事務は、住宅都市みどり局都心創生部都心創生課において行う。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、ロゴの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。